

財産犯等の犯罪収益のはく奪・被害回復関係の法整備

法整備の背景

【現行の組織的犯罪処罰法】

犯罪被害財産(詐欺, 出資法違反など「財産犯等」の犯罪行為により被害者から得た財産)の没収・追徴を禁止。

➡ 被害者の民事における損害賠償請求権等の実現を優先する趣旨であるが, 実際には, 当該請求権が行使されず, 犯人に不正な利得を保有させかねない事態を招来している。



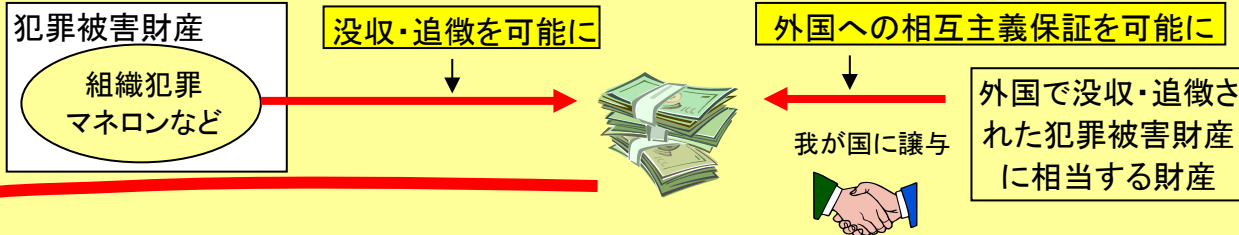
ごりようかい

【五菱会関係者によるヤミ金融事件の犯罪収益(約51億円)】

スイスが没収→スイス政府から譲与を受けて被害者の被害回復に充てる必要

法整備の概要

○犯罪被害財産の没収・追徴, 外国からの財産の譲与 (組織的犯罪処罰法の一部改正)



○被害回復給付金の支給手続 (新法 (被害回復給付金支給法) の制定)

